

「ぎふの木コンシェルジュ」認定要領

令和7年8月1日 県流第277号

1 趣旨

都市部における岐阜県産材（以下「県産材」という。）の販路を拡大するため、首都圏と関西圏に「ぎふの木相談窓口」（以下「相談窓口」という。）を設置するとともに、各相談窓口に「ぎふの木コンシェルジュ」（以下「コンシェルジュ」という。）を配置し、首都圏と関西圏の住宅、非住宅建築物等への県産材製品の販路拡大を図ることを目的とする。

2 相談窓口及びコンシェルジュの役割

- (1) 首都圏と関西圏に相談窓口を設置し、県産材製品の営業活動を行う。
- (2) 首都圏と関西圏の官公庁、企業等へ県産材製品の提案活動を行うとともに、製品販売者と連携して県産材製品の販売を支援する。

3 相談窓口の要件

- (1) 首都圏または関西圏に営業拠点のある木材流通事業者（以下「事業者」という。）とし、首都圏または関西圏の営業所やモデルルーム等に相談窓口を設置すること。
- (2) 相談窓口であることを明示し、県産材製品を紹介するチラシ等を作成して配布すること。
- (3) コンシェルジュを配置すること。
- (4) 事業者のホームページやSNSで、次の内容を積極的に発信すること。
 - ① 県産材製品の販路拡大を目的として首都圏、関西圏に設置された相談窓口であること。
 - ② コンシェルジュを配置して提案活動や販売支援を行っていること。
 - ③ 相談窓口、コンシェルジュ及び活動内容を積極的に発信すること。

4 コンシェルジュの要件

- (1) 相談窓口の業務に従事できる者であること。
- (2) 名刺等にコンシェルジュであることを記載し、県産材製品の情報収集及び製品販売者と積極的に連携する意欲があること。
- (3) 年1回、コンシェルジュの育成を目的として県産材流通課が企画する県産材製品の現地視察及び意見交換会に出席すること。
- (4) 県産材流通課が首都圏または関西圏で出展する展示会に出席し、提案活動や販売支援を行うこと。

5 相談窓口の指定及びコンシェルジュの認定

- (1) 県産材流通課は相談窓口及びコンシェルジュを公募し、応募のあった中から首都圏または関西圏の相談窓口として適当と認められる事業者の営業所等を相談窓

口に指定するとともに、その事業者から推薦のあった者の中から適当と認められる者をコンシェルジュに認定する。

- (2) 相談窓口の指定及びコンシェルジュの認定を希望する事業者は、別記様式1により県産材流通課へ申請を行う。
- (3) 県産材流通課は、事業者から別記様式1の申請があったときは内容を審査し、申請内容が相談窓口及びコンシェルジュの要件を満たすと認められるときは、別記様式2により申請者へ通知し、相談窓口の指定及びコンシェルジュの認定を行う。
- (4) 相談窓口の指定及びコンシェルジュの認定期間とも、指定または認定の日からその年度の年度末までとする。

6 相談窓口及びコンシェルジュの責務

- (1) 公平かつ中立の立場で活動を行うこと。
- (2) 活動の中で知り得た秘密等を他に漏らしてはならない。
- (3) 県産材流通課が行う相談窓口及びコンシェルジュの周知（情報公開）に協力すること。

7 県産材流通課の責務

県産材流通課は、相談窓口及びコンシェルジュの活動を円滑に進めるため、相談窓口及びコンシェルジュの周知を図るとともに、コンシェルジュを育成するため、県産材製品の現地視察及び意見交換会を開催する。

8 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は県産材流通課が定める。

附 則

この要領は、令和7年8月1日から施行する。

別記様式 1

年 月 日

岐阜県 林政部 県産材流通課長 様

(事業者名)

所在地

事業者名

代表者名

「ぎふの木相談窓口」指定申請書兼

「ぎふの木コンシェルジュ」認定申請書

「ぎふの木コンシェルジュ」認定要領 5 (2) の規定により、下記のとおり「ぎふの木相談窓口」の指定及び「ぎふの木コンシェルジュ」の認定を申請します。

記

1 「ぎふの木相談窓口」の指定を希望する営業所等

(1) 要件チェックリスト

適合の有無	相談窓口の要件	備考
	首都圏または関西圏に営業拠点のある木材流通事業者であること	
	首都圏または関西圏の営業所やモデルルーム等に相談窓口を設置すること	
	相談窓口であることを明示すること	
	県産材製品を紹介するチラシ等を作成して配布すること	
	コンシェルジュを配置すること	
	ホームページやSNSで、積極的に情報発信すること	

※要件を満たす、または満たせる場合は、適合の有無の欄に「○」を記入

(2) 営業所等の概要

営業所等の所在地	〒
営業所等の名称	
電話番号	
メールアドレス	

※事業者名、営業所等の所在地及び名称、電話番号は、県産材流通課のHPで公開しますので、ご承知ください。

2 「ぎふの木コンシェルジュ」に推薦する者

(1) 要件チェックリスト

適合の有無	コンシェルジュの要件	備考
	相談窓口の業務に従事できる者であること	
	名刺等にコンシェルジュであることを記載すること	
	県産材製品の情報収集、及び製品販売者と積極的に連携する意欲があること	
	県産材流通課が企画する県産材製品の現地視察及び意見交換会に出席すること	
	首都圏または関西圏で出展する展示会に出席し、提案活動や販売支援を行うこと	

※要件を満たす、または満たせる場合は、適合の有無の欄に「○」を記入

(2) 推薦する者の概要

ふりがな	
氏名	
電話番号	
メールアドレス	
推薦理由 県産材に関する実績等	

※電話番号とメールアドレスは、1と同じであれば、(1と同じ)と記入してください。

※「ぎふの木コンシェルジュ」の氏名は、県産材流通課のHPで公開しますので、ご承知ください。

年 月 日

(事業者名) 様

岐阜県 林政部 県産材流通課長

「ぎふの木相談窓口」の指定及び
「ぎふの木コンシェルジュ」の認定について（通知）

年 月 日に申請のあった標記のことについて、下記のとおり「ぎふの木相談窓口」に指定するとともに「ぎふの木コンシェルジュ」に認定します。

記

1 「ぎふの木相談窓口」に指定する営業所等

所在地	
名称	
指定の期間	指定の日から、 年 月 日までとする。

2 「ぎふの木コンシェルジュ」に認定する者

氏名	
認定の期間	認定の日から、 年 月 日までとする。